

はまぐち誠 経済産業委員会で質問に立つ!

皆さんの声を、国会に届ける!

化 審 法 改 正 案 に つ い て

CHECK POINT!

〔○はまぐち誠 →政府答弁〕

- (化学物質の製造・輸入を担う) 産業界からの要望を踏まえつつ、**健康被害や環境汚染に対する安全性の担保を**、“生活者”“消費者”の目線で徹底要求!
⇒世耕大臣から、「**本改正は、健康・生態に影響を与えないという法の趣旨を変えるものではない**」との言質を取りました。

〔法の趣旨・背景〕

- 今回の法案は賛成の立場から質疑を行う。
- 質疑を通じて、人体への健康被害や環境汚染に対する安全性の担保が出来ていることを確認したい。
- 化審法が制定された背景・意義を確認したい。
→昭和40年代、魚・鳥類の体内からPCBが検出され、環境汚染が認識されるように。
→昭和43年に発生したいわゆる「カネミ油症事件」(食用油の製造過程でPCBが混入し、健康被害が発生)が起こった。
→一般に生産・流通されている化学物質のうち、急性毒性はないが継続的摂取により健康被害を生じるおそれのある化学物質について適切な管理を行うというもの。



〔審査特例制度〕

- 本法案を議論する中で、そもそも数量ベースでの上限規制を引き上げるといった議論があったのか。
→産業界の要望等も踏まえ検討してきたが、事業者のビジネスの事業予見可能性低下の懸念から、予見性を高めてほしいとの要望があった。上限引き上げの要望はなかった。

〔排出係数の考え方〕

- 具体的な排出係数の考え方、決定までのステップを確認したい。
→EUの産業分類別の排出係数を物性・用途ごとに整理したものを基本とし、それに化学物質管理促進法に基づいて収集されたデータを分析した結果を踏まえて、日本の実情に合うように作成したものを素案としている。
→その素案を、厚生労働・環境・経済産業省合同の審議会で議論し、さらにパブリックコメントを経て決定する。

世耕経産相



〔排出係数の考え方〕

- 環境影響を考えた場合、廃棄段階の排出量が大きな影響を与える。
- 排出係数の決定にあたり、“廃棄段階”をどう考えるか。
→化学物質を廃棄物として処理する段階での排出に関する情報は乏しいため、廃棄段階での数値の設定は含めていない。
- ライフサイクル全体の把握が重要。引き続き、知見を蓄えてほしい。



〔排出係数と使用量の関係〕

- どの排出係数を取るかによって、環境に排出される使用量は全く違う。
- 一例だが2.1万倍も違うものがある。安全側に立つならリスク評価用の最大値を取るのも一つの考え方ではないか。
→使い方の用途によって排出係数は変わる。同じプラスチック製品でも27万倍も変わるものもある。
→環境排出量の実態に即して排出係数を定めるのがポイントではないか。

〔適切な管理〕

- 決められた排出係数や用途で使われているか、厳格な管理が重要。どのような方法で管理するのか。
→一番大切なのは用途情報。その正確性担保のために、事業者から追加情報を求めることにしている。



〔特定一般化学物質〕

- 今回新たに定義するということだが、定義の背景は。
→これまで問題となる化学物質が見つかった場合、注意喚起を行っていたが、法に基づく措置ではなかった。
→毒性が強い新規化学物質の不用意な環境排出を防止するための予防的な措置として定義するもの。

〔消費者への理解活動〕

- 前回改正時の附帯決議で消費者への理解促進の観点から、製品に安全性情報を表示するなど検討すべきとされている。検討状況は。
→化学物質の毒性が強いことを川下の事業者へ伝達する努力義務を課し、必要に応じて国からも指導・助言を行うとしている。



〔大臣の決意〕

- 本改正で、安全面は一切後戻りしない決意を伺いたい。
→健康・生態に影響を与えないというこの法の目的・趣旨を変えるものではない。明言する。



※上記内容は一部です。

質疑冒頭、森友学園問題の真相解明を指摘

是非、参議院インターネット中継(生・録画)で実際の質疑の様子をご覧ください！

<http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>



是非、気軽に見てください。→

